

私立幼稚園を設置する学校法人理事長  
私立幼稚園設置者 殿  
幼稚園類似の幼児施設の設置者

東京都生活文化スポーツ局私学部長  
戸 谷 泰 之  
( 公 印 省 略 )

令和 5 年度東京都私立幼稚園等教育体制支援事業費補助金に係る  
交付申請書（令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月分）の提出について

平素より、東京都の私学振興について、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「東京都私立幼稚園等教育体制支援事業費補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）の第 5 に基づき、下記のとおり交付申請書等を提出していただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 募集対象

- (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 2 条の規定により幼稚園を設置する学校法人（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条に定める施設を除く。）
- (2) 学校教育法附則第 6 条の規定により幼稚園を設置する者及び私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱実施細目（平成 1 3 年 1 0 月 1 2 日付 1 3 生文私振第 4 9 4 号生活文化局長決定）の規定に準ずる者（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条に定める施設を除く。）
- (3) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱に基づき、知事が認定する施設を設置する者

### 2 提出書類

#### (1) 交付申請書（別記第 1 号様式）

#### (2) 【様式】処遇改善

- ① 総括表
- ② 交付申請額（上限額）の算定方法について
- ③ 幼稚園の教育体制支援事業「賃金改善に係る計画書」（令和 5 年度）
- ④ 幼稚園の教育体制支援事業「チェックリスト」（令和 5 年度）【申請】

※令和 4 年度に本事業又は教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）の交付決定を受けた幼稚園については、今回の申請に当たり、継続して雇用する教職員に対する処遇改善額を減額することは認められません。

### (3) 印鑑証明書（令和5年4月1日以降のもの）

<作成にあたっての留意事項>

i) 交付申請書等のデータは、4月24日（月曜日）19時以降、以下の URL にある

「**私立幼稚園等教育体制支援事業費補助**」からダウンロードできます。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/youshiki.html>

ii) 上記（1）の書類は、法人又は設置者単位で作成してください。なお、複数の幼稚園を設置する場合は、交付申請額の下に幼稚園ごとの金額を内訳として記載してください。

上記（2）の書類は、Excel ファイルとし、園単位で作成してください。なお、①～④は同一の Excel ファイルで相互に関連付けているため、ファイル内の各シートは削除しないでください。

iii) 上記（1）の書類は**押印が必要**です。

### 3 提出方法

#### (1) 2（1）及び（2）の書類について【メール】

交付申請書（別記第1号様式）は、押印したものを PDF ファイルとして、【様式】処遇改善は Excel ファイルとして、下記メールアドレスにご提出をお願いいたします。その際、件名を「令和5年度教育体制支援事業 交付申請書（学校法人は5桁の法人番号、宗教法人立又は個人立等幼稚園は7桁の幼稚園番号）」としてください。

<提出先メールアドレス> S1121501@section.metro.tokyo.jp

<件名（例）> 令和5年度教育体制支援事業 交付申請書（00000）

#### (2) 2（1）から（3）までの書類について【郵送】

2（1）から（3）までの全ての提出書類を下記住所宛に郵送によりご提出をお願いいたします。封筒に「令和5年度教育体制支援事業 交付申請書類 在中」と朱記してください。（データ送付とあわせてご郵送をお願いします。）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都庁第一本庁舎18階北側  
東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課 助成担当

### 4 提出期限

令和5年5月19日（金曜日）<メール・郵送>期限厳守

※**期限前でも随時受け付けます。書類が整い次第提出してください。**

※ご提出が遅れる恐れがある場合は、必ず事前にご相談ください。ご相談いただいておらず、ご提出が期日までに確認できない場合は、申請のご意向無しとして取扱いさせていただきます。

## 5 その他

- (1) 交付申請書等の作成にあたっては、別添「交付申請書（令和5年4月から令和6年3月分）の提出に係る留意事項」を必ずご確認ください。
- (2) 交付要綱及びFAQにお目通しいただき、補助要件等を十分にご確認ください。  
※本事業実施後も賃金改善を行った水準を維持していただく必要がありますのでご注意ください。
- (3) 記入例をご参照の上ご作成ください。
- (4) 本補助金においては、賃金改善を適切に確認するため、計画書はデータでの提出も必要となります。予めご了承ください。

## 6 今後のスケジュール（予定）

交付決定	令和5年7月
実績報告書の提出依頼	令和6年3月
実績報告書の提出〆切	令和6年4月上旬
補助金支払	令和6年5月下旬

## 7 問い合わせ先

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課（助成担当）

E-mail : S1121501@section.metro.tokyo.jp

※テレワークを実施しておりますので、メールでのお問い合わせにご協力をお願いします。